

令和元年11月伊勢原市教育委員会定例会議事録

- 1 開催日時
令和元年11月26日(火) 午前9時30分から9時44分
- 2 開催場所
市役所 3階 第2委員会室
- 3 教育長及び委員
教育長 鍛代 英雄
委員(教育長職務代理者) 渡辺 正美
委員 重田 恵美子
委員 菅原 順子
- 4 説明のために出席した職員
教育部長 谷亀 博久
学校教育担当部長 石渡 誠一
参事(兼)教育総務課長 古清水 千多歌
参事(兼)歴史文化担当課長 立花 実
参事(兼)教育センター所長 橋口 龍郎
学校教育課長 守屋 康弘
教育指導課長 今井 仁吾
社会教育課長 小谷 裕二
図書館・子ども科学館長 倉橋 一夫
- 5 欠席
委員 永井 武義
- 6 会議書記
教育総務課総務係長 大澤 貴之
- 7 傍聴人
なし
- 8 議事日程
日程第1 前回議事録の承認
日程第2 教育長報告

午前9時30分 開会

○教育長【鍛代英雄】 定刻となりました。本日は永井委員が欠席ですが、定数に達しておりますので、ただいまから教育委員会議を開催いたします。

----- ○ -----

日程第1 前回議事録の承認

○教育長【鍛代英雄】 日程第1、「前回議事録の承認」について、お願いします。

○教育長及び全委員 承認

----- ○ -----

日程第2 教育長報告

○教育長【鍛代英雄】 日程第2、教育長報告をいたします。本日は、「平成30年度神奈川県児童・生徒の問題行動等調査における伊勢原市の調査結果について」と、「平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査の伊勢原市結果の分析」についての2件でございます。この2点につきまして、学校教育担当部長から報告をいたします。

○学校教育担当部長【石渡誠一】 それでは、2点報告させていただきます。

まず、（1）平成30年度神奈川県児童・生徒の問題行動等調査における伊勢原市の調査結果についてでございます。資料1をごらんください。

この調査は、毎年度、文部科学省が全国の全小学校、中学校、高等学校等を対象に、暴力行為、いじめ、不登校、自殺、出席停止の状況を調査・集計しているものに、神奈川県が独自に調査項目を追加し、10月17日に神奈川県教育委員会が公表し、翌日に新聞等でも報道されたものでございます。内容につきましては、以前説明させていただいておりますので、本日は割愛させていただきますが、今後も各学校と連携を図り、問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応等に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、資料2でございます。（2）平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査の伊勢原市の調査結果についてでございます。

伊勢原市では、児童・生徒の学力や学習状況に関し、継続的な検証・改善サイクルの確立を目的として、小学校6年生及び中学校3年生を対象に、文部科学省平成31年度全国学力・学習状況調査を4月18日に実施いたしました。内容につきましては、問題行動等調査同様、以前説明させていただいておりますので、詳しい説明は割愛させていただきますが、1ページ目の教科に関する調査の結果につきましては、小中学校ともに、国・県と比較してほぼ同程度の結果となって

おります。

2 ページ以降には、結果の分析や活用について記載しておりますので、改めてご確認ください。調査結果及び分析につきましては、今後の学校での指導や、教育委員会の研修会等で活用を図ってまいりたいと考えております。

7 ページに、例年、家庭にお願いしたいことを記載しております。こちらに関しましては、各校に対し保護者会等でぜひ伝えていただくよう依頼しております。また、今回の問題行動等調査、学力・学習状況調査の内容については、先日の市校長会でも報告させていただき、各校において、学校だよりあるいは保護者会、地域連絡会等での周知をお願いしております。

最後に、本日報告した2つの資料につきましては、今後速やかに伊勢原市のホームページで公表する予定です。ご承知おきください。

ご報告は以上でございます。

○教育長【鍛代英雄】 以上2件の報告でございます。ご質問やご意見等がございましたらお願いいたします。

菅原委員。

○委員【菅原順子】 資料1の児童・生徒の問題行動等調査について質問があります。

まず、6 ページ中段の不登校児童生徒数の表の下の説明文では、「全体の42.6%を占める年間の欠席日数が30日から89日」となっていますが、上の表の43.5%とは違うのでしょうか。43.5%が正しいのでしょうか。

○教育指導課長【今井仁吾】 はい。43.5%が正しいです。

○委員【菅原順子】 次に、同じ6 ページの不登校児童生徒数の推移の表の説明欄の1行目に、「増加の1つの要因として」という箇所があります。5行後に「安易に病気による欠席と考えず」とあります。9 ページの病気の定義では、「病気とは、本人の心身の故障によって長期欠席すること」とあります。つまり、以前は病気と診断されれば不登校にはならないということだったのだけれど、「安易に病気による欠席と考えず」に、心理的理由などによる不登校であるとカウントすることによって、人数が増加したという意味ですか。

○教育指導課長【今井仁吾】 例えば入院ですとか、本当に診断がつくような場合ももちろんあるとは思いますが、例えば欠席の連絡の際に、腹痛であるとか頭痛であるとか、そういった申し出の中で、単純に病欠とカウントしていくのではなくて、それが続いている場合、今はもう、2日連続したような場合には、必ず綿密に学校から家庭に連絡をとっていただくこととなっております。そういった観点も踏まえて、対応しているところでございます。

○委員【菅原順子】 例えば、朝起きられないと起立性調節障害とか、不登校になると適応障害とか、お医者さんにかかると診断名がついてしまいますよね。そういう場合は病気として取り扱われて、不登校扱いにはならないのですか。

○教育指導課長【今井仁吾】 ケース・バイ・ケースになると思うのですが、そういった部分も、単純に病欠という形で片づけることはなくて、不登校支援のような形で対応をしていくと。それで学校として不登校支援ということで対応し

ている部分は、不登校としている。個々のケースによって柔軟に対応しているということです。

○委員【菅原順子】 不登校に関しては、同じく9ページの下に、不登校に入らない「その他」の箇所に、「保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情によって長期欠席する。」というのは不登校には入らないということですね。でも、これはとても大きな問題ですよ。保護者が朝起きられなくて遅刻や欠席が多いという例もかなりあるかと思うのですが、それに対して先生方が本当に奮闘されていることは承知していますが、不登校にカウントされないけれど家庭の事情によって欠席がちだというようなお子さんについて、どの程度把握されているのか。実態とか数値について、今はなくても、いずれ教えていただきたいと思います。

○教育指導課長【今井仁吾】 具体的な数値は今すぐには申し上げられませんが、当然、そういった案件も、学校から報告はあります。

学校だけで対応し切れないケースが多々ございますので、それは関係各課と連携をとりながら、多方面で対応していくケースもございます。

○委員【菅原順子】 次の質問にも関係するのですが、何年か前から、「不登校を問題行動として捉えず」となりましたが、家庭の事情によって学校に来られないということは、子ども自身の問題ではないにしても、大きな問題ですよ。そこはしっかりと実態把握をして対処して下さっていると思いますけれども、本当によろしく願います。

不登校を問題行動として捉えないということで、この調査のタイトルですが、文科省では「問題行動・不登校等調査」に変わりましたよね。神奈川県は「問題行動等調査」で、「等」の中に多分、不登校が入っていると思うのですが、やっぱり問題行動等の中に不登校を入れてしまうと、不登校は問題行動ではないという国の方針が生かされていないように思うのですが。

いろいろな資料を見ると、このタイトルについて、自治体によっては文科省どおり不登校という言葉が入っている場合もあるのですが、神奈川県には入っていない。伊勢原市として独自に不登校という言葉を入れることができるのでしょうか。あるいは、そのような必要はないと考えているのか。いかがでしょうか。

○教育長【鍛代英雄】 件名などについては、従来から伊勢原市の場合は文部科学省というよりは神奈川県の発表のタイミングを捉えて対応していますので、県に準拠するということです。

ただ、ご指摘がありました、問題行動と不登校の区別といいますか、それは文部科学省の整理と神奈川県の考え方みたいなものは、機会を捉えてまた県に確認をさせていただければと思います。

○教育長【鍛代英雄】 ありがとうございます。質問等を何件かいただきました。それでは、6ページの数字については、必要な訂正をした上で公表することをお願いいたします。

ほかには何かございますか。よろしいでしょうか。それでは進ませていただきます。

----- ○ -----
その他

○教育長【鍛代英雄】 その他ということでございます。委員の皆様から何か
ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局から何かありますか。

特にないということですので、最後に、来月の定例会の日程をお願いします。

○教育総務課長【古清水千多歌】 教育委員会12月定例会は、令和元年12
月24日、火曜日、午前9時30分から、市役所3階第2委員会室の予定となっ
ております。

以上です。

○教育長【鍛代英雄】 それでは、本日の教育委員会議はこれをもって閉会と
させていただきます。どうもありがとうございました。

午前9時44分 閉会

----- ○ -----
<配布資料>

- 資料1 平成30年度神奈川県児童・生徒の問題行動等調査における伊勢原市
の調査結果について
- 資料2 平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査の伊勢原市結果
の分析について

令和元年11月伊勢原市教育委員会定例会会議 日程表

日時：令和元年11月26日（火）

午前9時30分から

場所：市役所 3階 第2委員会室

開 会

議 事 日程第1 前回議事録の承認

日程第2 教育長報告

その他

閉 会

平成30年度神奈川県児童・生徒の問題行動等調査における伊勢原市の調査結果について

伊勢原市教育委員会

神奈川県が実施した「平成30年度神奈川県児童・生徒の問題行動等調査」について、神奈川県教育委員会が調査結果を公表しました。

伊勢原市の本調査結果（概要）は次のとおりです。

- 1 調査対象
伊勢原市立小中学校（小学校10校、中学校4校）
- 2 調査期間
平成30年度（平成31年3月31日時点）
- 3 調査内容
 - (1) 暴力行為の状況
 - (2) いじめの状況
 - (3) 不登校児童生徒の状況
 - (4) 自殺の状況
 - (5) 出席停止の状況
- 4 主な調査結果

項 目	平成30年度			平成29年度				平成28年度			
	小学校	中学校	小中合計 1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計 1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計 1,000人あたり		
暴力行為の発生件数	16	13	29	6	13	19	3	13	16		
（前年度比較増減）	10	0	10								
中 地 区	211	295	506	276	261	537	84	195	279		
神奈川県	6,170	3,277	9,447	5,673	3,264	8,930	4,459	3,299	7,758		
全 国 （1000人あたり）	36,536 (5.7)	29,320 (8.9)		28,315 (4.4)	28,702 (8.5)		22,841 (3.5)	30,148 (8.8)			
いじめの認知件数	130	36	166	85	42	127	73	40	113		
（前年度比較増減）	45	-6	39								
中 地 区	5,070	754	5,824	4,074	644	4,718	2,641	573	3,214		
神奈川県	20,155	4,659	24,814	15,680	3,906	19,586	10,607	3,455	14,062		
全 国 （1000人あたり）	425,844 (66.0)	97,704 (29.8)		317,121 (49.1)	80,424 (24.0)		237,256 (36.5)	71,309 (20.8)			
不登校児童生徒数	39	76	115	29	72	101	25	52	77		
（前年度比較増減）	10	4	14								
中 地 区	211	513	724	207	504	711	168	478	646		
神奈川県	3,739	8,828	12,567	3,222	8,463	11,685	2,765	7,627	10,392		
全 国	44,841	119,687	164,528	35,032	108,999	144,031	30,448	103,235	133,683		

* 「1,000人あたり」とは、児童生徒1,000人あたりの発生数

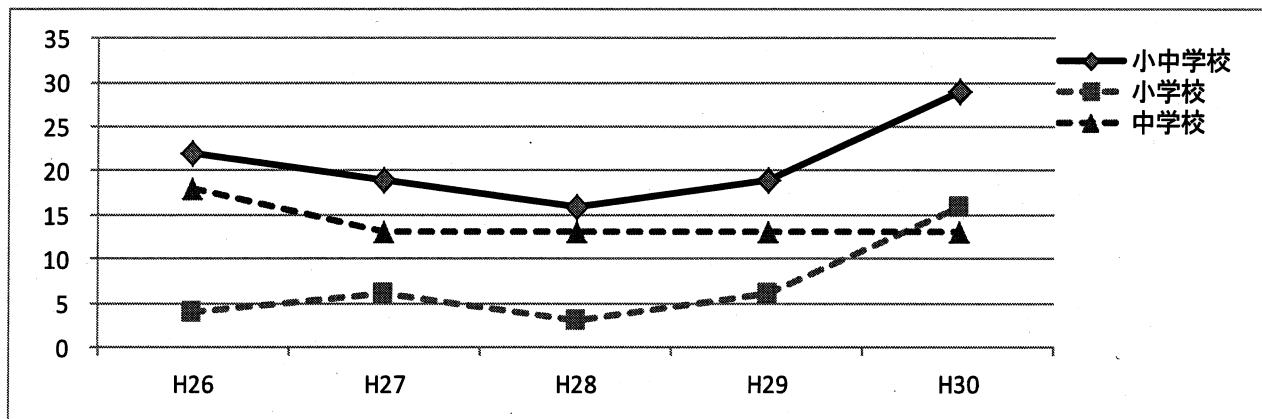
* 「中地区」とは、平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町

* 全国は国公立小中学校、義務教育学校及び中等教育学校で、他は公立小中学校のデータ（県データは県立中等教育学校を除く）

■ 詳細は次頁以降のとおり。「暴力行為」「いじめ」「不登校」の国による定義はP8以降に記載。

I 暴力行為の状況

■暴力行為の発生件数の推移【件数】



	H26	H27	H28	H29	H30
小中学校	22	19	16	19	29
小学校	4	6	3	6	16
中学校	18	13	13	13	13

- 暴力行為の発生件数は前年度より10件増加し、小中学校合計は29件でした。小学校の発生件数が10件増加しました。増加の一つの要因として小さな諍いも「暴力行為」として捉えきめ細かな指導に当たっていることが考えられます。
- 自己肯定感の醸成やコミュニケーションスキルの育成、感情をコントロールするスキルを身に付ける等について重点的に指導することが重要です。

■形態別の発生件数の推移【件数】

小学校

	H26	H27	H28	H29	H30
対教師暴力	0	0	0	0	0
生徒間暴力	4	2	3	6	15
対人暴力	0	0	0	0	0
器物損壊	0	4	0	0	1
計	4	6	3	6	16

中学校

	H26	H27	H28	H29	H30
対教師暴力	5	3	0	0	2
生徒間暴力	12	9	8	13	11
対人暴力	0	0	0	0	0
器物損壊	8	6	5	0	0
計	25	18	13	13	13

- 形態別では、対教師暴力・生徒間暴力及び器物損壊が発生しました。主な事例としては次のとおりです。

【対教師暴力】委員会活動で不満なことがあり、担任の腕に爪を立てた。等

【生徒間暴力】やつ当たりで友だちを叩いた。/体育の整列中にトラブルとなり、かっとなって叩いた/休み時間の遊びのトラブルで言い合いになり、ひっかいた。等

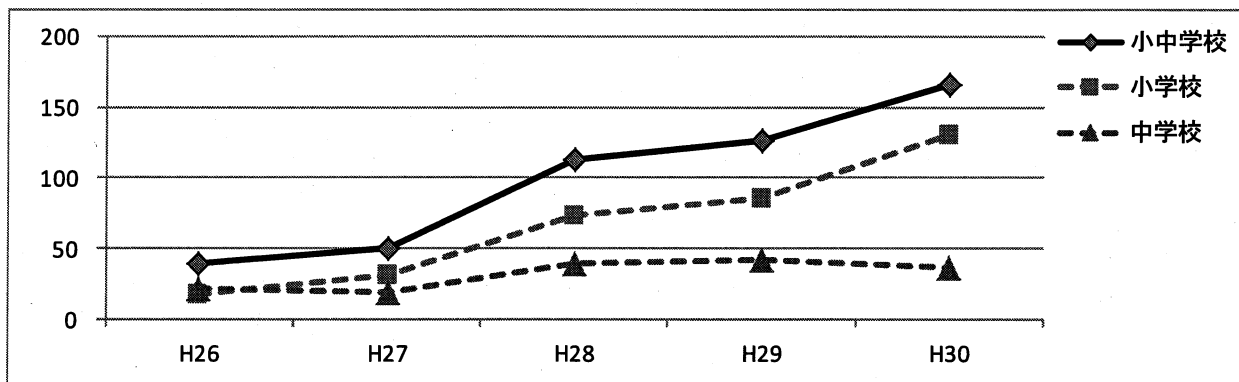
【器物損壊】下校途中で通学路にある塀に落書きをした。

■加害児童生徒への指導

- 平成30年度暴力行為の加害児童生徒の実数は、27人(小17人、中10人)でした。
- 学校では、教職員がチームとして保護者と協力しながら、「謝罪」「友人関係の改善」「規範意識の醸成」「意欲を持って活動できる場の設定」「学習指導」等の指導を行いました。

Ⅱ いじめの状況

■いじめの認知件数の推移【件数】



	H26	H27	H28	H29	H30
小中学校	39	50	113	127	166
小学校	18	31	73	85	130
中学校	21	19	40	42	36

- いじめの認知件数は、前年度より39件増加し、計166件でした。
- いじめ防止対策推進法が施行されて、文部科学省が『いじめの認知件数が多いことは教職員の目が行き届いていることのあかし』という見解を示したことで国、県ともに認知件数の増加が見られ、経年で見ると、本市でも同様の傾向が見られます。
- 学校では、年間を通じて複数回のアンケート調査を実施するなど、いじめ防止基本方針を踏まえて児童生徒が声を上げやすい雰囲気づくり、いじめが許されないという雰囲気づくりに努めるとともに、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に取り組んでいます。
- なお、平成30年度において重大事態の報告はありません。

■態様別の認知件数の推移【件数】

いじめの件数と態様

年度	H26		H27		H28		H29		H30	
	小中合計		小中合計		小中合計		小中合計		小中合計	
小中のいじめの件数合計	39		50		113		127		166	
いじめの件数	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
	18	21	31	19	73	40	85	42	130	36
態様の合計	42	25	25	44	93	53	110	49	140	45
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。	1	13	12	28	52	28	42	25	71	22
仲間はずれ、集団による無視をされる。	2	3	1	4	9	8	13	7	11	5
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	3	4	3	8	20	10	10	8	15	3
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	6	0	0	0	3	1	7	3	7	2
金品をたかられる。	9	1	0	1	1	0	0	0	1	0
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	4	0	0	1	1	1	4	0	16	1
いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	5	4	4	0	6	1	31	0	17	1
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	6	0	5	1	1	2	3	4	1	6
その他	6	0	0	1	0	2	0	2	1	5

- 態様別では、「冷やかしかからかい等のいやなことを言われる。」が最も多くなっています。また、スマートフォン等によるSNS上のトラブルなど、把握・指導が難しい状況もあります。

- 主な事例は次のとおりです。
 - ・ からかわれたり、陰口を言われたりする。
 - ・ クラスの中で悪口を言い合ったり、互いに無視し合ったりする。
 - ・ 靴を隠される。
 - ・ 冷たくされる。
 - ・ SNS 上で悪口を言われる。
 - ・ 仲間はずれにされたり、疎外感を感じたりする。 等
- 学校では、次のような点に留意し、対応に当たっています。
 - ・ いじめはどの児童生徒にも起こりうるものであり、問題を見逃さずに対応すること。
 - ・ 保護者を含め、被害側と加害側の間で認識にズレがあるケースには、できるだけ早い段階で間に入り対応する必要がある。また、被害側と学校との間で認識にズレが出ることについても十分留意する必要がある。
 - ・ 加害者が特定しにくいケースにも教職員は対応するという姿勢を児童生徒全体に示す必要がある。
 - ・ いじめが解消した後も継続的に見守り、支援を行う。
 - ・ いじめの内容によっては、犯罪行為として警察と連携しながら解決を図る。

■いじめの現在の状況【件数】

区分	解消しているもの (H31.7.20現在)		解消に向けて取組中 (H31.7.20現在)		その他		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
小学校	130	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	130	100.0%
中学校	35	97.2%	1	2.8%	0	0.0%	36	100.0%
計	165	99.4%	1	0.6%	0	0.0%	166	100.0%

改善率：99.4%

- 学校では、認知したいじめに対して、速やかに指導・支援を行い、一定の解消の後も指導・支援を継続しています。

■いじめに対する日常の取組【校数】

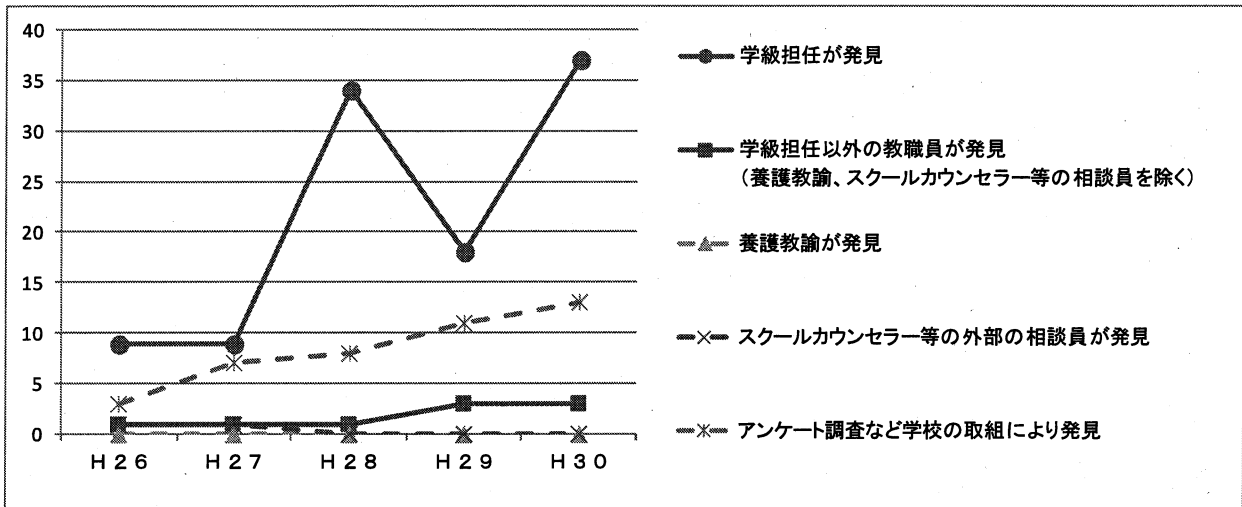
複数回答可

区分	小学校		中学校		計	
	校数(校)	構成比(%)	校数(校)	構成比(%)	校数(校)	構成比(%)
いじめ問題に関して、職員会議等を通じて教職員間で共通理解を図った	10	100.0%	4	100.0%	14	100.0%
いじめの問題に関する校内研修を実施した	8	80.0%	4	100.0%	12	85.7%
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った	9	90.0%	3	75.0%	12	85.7%
児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした	8	80.0%	4	100.0%	12	85.7%
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った	9	90.0%	3	75.0%	12	85.7%
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った	8	80.0%	2	50.0%	10	71.4%
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民の理解を得よう努めた	7	70.0%	3	75.0%	10	71.4%
PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた	5	50.0%	3	75.0%	8	57.1%
いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った	4	40.0%	2	50.0%	6	42.9%
インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対応のための啓発活動を実施した	6	60.0%	4	100.0%	10	71.4%
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った	10	100.0%	4	100.0%	14	100.0%
学校いじめ防止基本方針に定めたとおり、いじめ防止等の対策のための組織を招集した	8	80.0%	4	100.0%	12	85.7%

- 学校では、いじめの問題に対し日常から様々な取組を行っています。
- 改訂された市いじめ防止基本方針の策定に伴い、各学校におけるいじめ防止基本方針も改定されています。

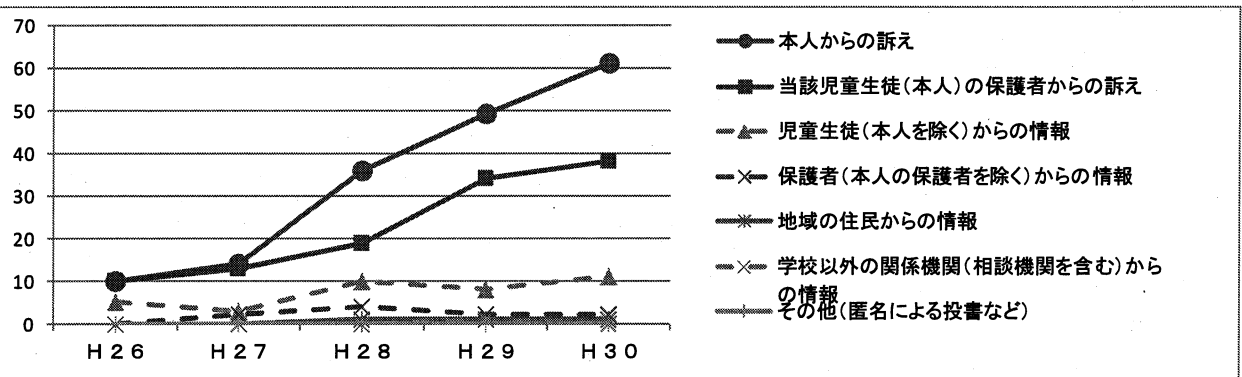
■いじめ発見のきっかけの推移【件数】

学校の教職員が発見（小中合計）



学校の教職員が発見	H26	H27	H28	H29	H30
学級担任が発見	9	9	34	18	37
学級担任以外の教職員が発見 (養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く)	1	1	1	3	3
養護教諭が発見	0	0	0	0	0
スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見	1	1	0	0	0
アンケート調査など学校の取組により発見	3	7	8	11	13

学校の教職員以外からの情報により発見（小中合計）

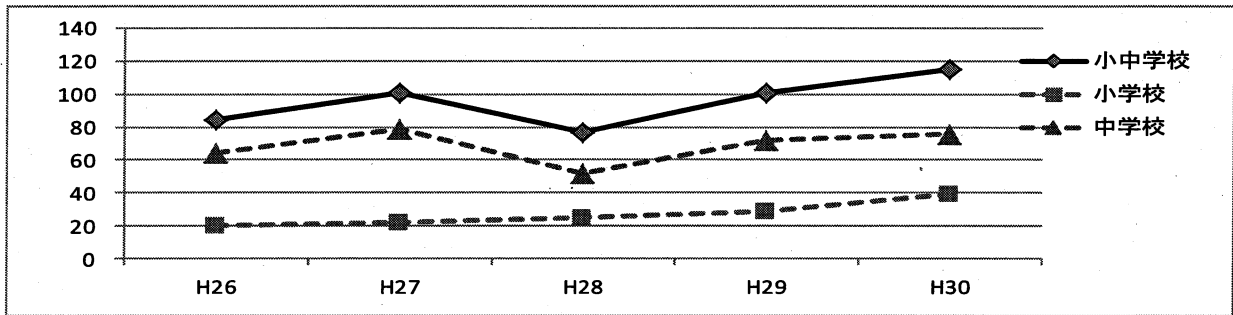


学校の教職員以外からの情報により発見	H26	H27	H28	H29	H30
本人からの訴え	10	14	36	49	61
当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え	10	13	19	34	38
児童生徒(本人を除く)からの情報	5	3	10	8	11
保護者(本人の保護者を除く)からの情報	0	2	4	2	2
地域の住民からの情報	0	0	1	1	1
学校以外の関係機関(相談機関を含む)からの情報	0	0	0	1	0
その他(匿名による投書など)	0	0	0	0	0

- 児童生徒、保護者と学校の間で、日ごろからの交流が大切です。
- アンケート調査や教育相談の実施については、その取組が大切なのはもちろんのこと、学校全体としていじめ防止に取り組んでいるということを周知することで、学校が児童生徒、保護者の訴えを聞くという姿勢を示すことにつながります。
- PTAや地域、関係機関と連携して、児童生徒の安心・安全な体制づくりを推進します。

Ⅲ 不登校の状況

■不登校児童生徒数の推移（伊勢原市立小中学校）【人数】



	H26	H27	H28	H29	H30
小中学校	84	101	77	101	115
小学校	20	22	25	29	39
中学校	64	79	52	72	76

- 不登校児童生徒数は前年度から14人増加し、計115人でした。増加の一つの要因として平成28年9月の「不登校児童生徒への支援の在り方について」の通知を踏まえ、不登校を問題行動として捉えず、環境によっては誰にでも起こりうることとし、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、将来の社会的自立に向けて、家庭や関係機関等と連携し、個に応じた多様な支援をじっくり行うようになったことがあります。また、安易に病気による欠席とせず、「学校教育により支援する」といった意識が定着してきたことが考えられます。

■学年別・欠席日数別の不登校児童生徒数【人数】

区分	学年	不登校児童・生徒数	欠席日数			
			30日～89日		90日以上	
			人数	割合(%)	人数	割合(%)
小学校	1年生	1	0	0.0%	1	2.6%
	2年生	5	3	7.7%	2	5.1%
	3年生	3	3	7.7%	0	0.0%
	4年生	9	3	7.7%	6	15.4%
	5年生	5	2	5.1%	3	7.7%
	6年生	16	8	20.5%	8	20.5%
	計	39	19	48.7%	20	51.3%
中学校	1年生	16	10	13.2%	6	7.9%
	2年生	29	12	15.8%	17	22.4%
	3年生	31	9	11.8%	22	28.9%
	計	76	31	40.8%	45	59.2%
合計	合計	115	50	43.5%	65	56.5%

- 不登校児童生徒数の減少に向けては、全体の42.6%を占める年間の欠席日数が30～89日（週1～2日程度）欠席の児童生徒への支援や、その前段階である休み始めの児童生徒への対応・支援が大切です。
- 長期にわたって欠席が続く児童生徒に対して、学校は保護者と協力し、教育センター等の関係機関と連携しながら粘り強く指導・支援に努めています。

■不登校児童生徒への指導結果状況【人数】

区分	小学校		中学校		計	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
指導の結果登校する又はできるようになった児童・生徒	9	23.1%	26	34.2%	35	30.4%
指導中の児童・生徒	30	76.9%	50	65.8%	80	69.6%
うち継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった児童・生徒	8	20.5%	21	27.6%	29	25.2%

- 指導・支援の結果、約55%の不登校児童生徒に好ましい変化が見られています。学校は、家庭や関係機関等と連携し、不登校児童生徒の学校生活の再開や、将来の社会的自立に向けた指導・支援の充実に努めています。

IV 自殺の状況

伊勢原市(市立小中学校)

	H26	H27	H28	H29	H30
小学校	0	0	0	0	0
中学校	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

神奈川県(公立小中学校)

	H26	H27	H28	H29	H30
小学校	0	0	0	0	1
中学校	1	1	3	5	5
合計	1	1	3	5	6

全国(国公立小中学校)

	H26	H27	H28	H29	H30
小学校	7	4	4	6	5
中学校	54	56	69	84	100
合計	61	60	73	90	105

- 学校では、教育活動全体を通じ、生命を大切にす教育を充実・推進するとともに、市全体で自殺予防に向けた取組をさらに充実させることが大切です。
- 学校では、自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育を様々な場面をとらえ取り組んでいます。

V 出席停止の状況

伊勢原市(市立小中学校)

	H26	H27	H28	H29	H30
小学校	0	0	0	0	0
中学校	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

神奈川県(公立小中学校)

	H26	H27	H28	H29	H30
小学校	0	0	0	0	0
中学校	0	1	0	0	0
合計	0	1	0	0	0

全国(公立小中学校)

	H26	H27	H28	H29	H30
小学校	0	1	4	1	0
中学校	25	14	14	7	7
合計	25	15	18	8	7

- 学校では、教育活動全体を通じ、規範意識を育む指導やきめ細かな教育相談に取り組むとともに、日頃から学校、教育委員会、警察等の関係機関、保護者等との間で、綿密な連携や協力を図ることが大切です。

〔参考〕

○ 暴力行為の定義（文部科学省より）

「暴力行為」とは、「自校の児童・生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、次の四形態に分類し調査しています。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外とします。

① 「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む）の例

- ・指導されたことに激高して教師の足を蹴った
- ・教師の胸倉をつかんだ
- ・教師の腕をカッターナイフで切りつけた
- ・養護教諭めがけて椅子を投げ付けた
- ・定期的に来校する教育相談員を殴った
- ・その他、教職員に暴行を加えた

② 「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童・生徒同士に限る）の例

- ・同じ学校の生徒同士がけんかとなり、双方が相手を殴った
- ・高等学校在籍の生徒2名が、中学校時の後輩で、中学校在籍の生徒の身体を壁に押しつけた
- ・部活動中に、上級生が下級生に対し、指導と称して清掃道具で叩いた
- ・遊びやふざけを装って、特定の生徒の首をしめた
- ・双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、けがには至らなかったが、身体を突き飛ばすなどした
- ・その他、何らかの人間関係がある児童・生徒に対して暴行を加えた

③ 「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く）の例

- ・学校行事に来賓として招かれた地域住民を足蹴りにした
- ・偶然通りかかった他校の見知らぬ生徒と口論になり、殴ったり蹴ったりした
- ・登下校中に、通行人にけがを負わせた
- ・その他、他者（対教師及び生徒間を除く）に対して暴行を加えた

④ 「器物損壊」（学校の施設・設備等の損壊）の例

- ・教室の窓ガラスを故意に割った
- ・トイレのドアを故意に壊した
- ・補修を要する落書きをした
- ・学校で飼育している動物を故意に傷つけた
- ・学校備品（カーテン、掃除道具等）を故意に壊した
- ・他人の私物を故意に壊した
- ・その他、学校の施設・設備等を故意に壊した

なお、調査においては、当該暴力行為によって怪我や外傷があるかないかといったことや、怪我による病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、例に掲げているような行為、内容及び程度等がそれを上回るようなものをすべて対象としています。

○ いじめの定義（文部科学省より）

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童・生徒の立場に立って行うものとします。

「いじめ」とは、「児童・生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係のある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とします。なお、起こった場所は学校の内外を問いません。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要です。

（注1）「いじめ防止対策推進法」が施行されたことを踏まえ、いじめの定義は同法に合わせています。「いじめられた児童・生徒の立場に立って」判断を行うことなど、同法の趣旨を十分踏まえ、「いじめ」に当たるか否かの判断を行い、同調査の記入を行ってください。いじめには、多様な様態があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身

の苦痛を感じているもの」との定義が限定して解釈することのないようにしてください。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合は多々あることを踏まえ、当該児童・生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。

(注2) 「一定の人的関係のある他の児童・生徒」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童・生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童・生徒と何らかの人的関係を指します。

(注3) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなども含まれます。

(注4) 「行為」には、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含まれます。

(注5) けんかやふざけ合い、暴力行為等についても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

○ 不登校及び長期欠席者の定義(文部科学省より)

本調査において

「長期欠席者」とは、1年間に連続又は断続して30日以上欠席した児童・生徒をいいます。

「長期欠席」の理由として、「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」に分類します。

「病気」は、「本人の心身の故障等(けがを含む)により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席すること」です。(自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童・生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む)

「経済的理由」は、「家計が苦しくて教育費が出せないとか、生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席すること」です。

「不登校」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること(ただし、病気や経済的な理由によるものを除く)」をいいます。

○ 「不登校」の具体例

- ・友人関係又は教職員との関係に課題を抱えているため登校しない(できない)。
- ・遊ぶためや非行グループに入っていることなどのため登校しない。
- ・無気力でなんとなく登校しない。迎えに行ったり強く催促したりすると登校するが長続きしない。
- ・登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない、漠然とした不安を訴え登校しない等、不安を理由によって登校しない(できない)。

「その他」は、上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席することです。

○ 「その他」の具体例

- ・保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席する。
- ・外国での長期滞在、国内・外への旅行等のため、長期欠席する。
- ・連絡先が不明なまま長期欠席している。

平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査の伊勢原市結果の分析について

伊勢原市教育委員会

伊勢原市では、児童生徒の学力や学習状況に関し、継続的な検証改善サイクルの確立を目的として、文部科学省「平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査」を実施しました。

伊勢原市立小中学校の調査結果の概要をお知らせします。

【調査日時】平成31年4月18日（木）

【調査対象学年】小学校6年生 811人 中学校3年生 741人

【調査内容】

1 教科に関する調査

- ・小学校：国語、算数 中学校：国語、数学、英語
- ・出題範囲：調査する学年の前学年まで
- ・出題内容：「知識」及び「活用」に関する問題を一体的に出題
- ・出題形式：記述式の問題を一定割合で導入

2 児童生徒に対する質問紙調査、学校に対する質問紙調査

【調査結果についての留意事項】

- 実施教科が国語、算数・数学、英語の3教科であり、学習指導要領のすべてを網羅するものではないことから、児童生徒が身に付けるべき学力の特定の一部であること。
- 年度によって問題の質が異なるため、平均正答率の経年変化のみから、学力の向上、低下の傾向を評価することは難しいこと。

1 教科に関する調査の結果から

(1) 平均正答率

小中学校共に、全国及び神奈川県と比較して、正答数・正答率と大きな差は見られませんでした。

《平成31年度（令和元年度）教科に関する調査の平均正答数と平均正答率（％）（公立小中学校）》

平成31年度 (令和元年度)	小学校				中学校					
	国語		算数		国語		数学		英語	
	(14問)		(14問)		(10問)		(16問)		(21問)	
	正答数 (問)	正答率 (%)	正答数 (問)	正答率 (%)	正答数 (問)	正答率 (%)	正答数 (問)	正答率 (%)	正答数 (問)	正答率 (%)
伊勢原市	8.3	59	9.1	65	7.3	73	9.5	60	11.5	55
神奈川県	8.5	61	9.4	67	7.3	73	9.5	59	12.3	59
全国	8.9	63.8	9.3	66.6	7.3	72.8	9.6	59.8	11.8	56.0

※県及び市の平均正答率は、国から小数第1位を四捨五入した整数値で提供された。

※中学校英語は、「話すこと」を除いた「聞くこと」「読むこと」「書くこと」の集計値。

(2) 教科・設問ごとの分析結果

教科に関する調査結果について、各教科・設問ごとに分析したところ、習得の状況が良好であると見られる特長と指導の改善・充実が求められる課題とが見られました。

～主な特長と課題～

小学校	国語	特長	<ul style="list-style-type: none"> ・話し手の意図を捉えながら聞き、話の展開に沿って、自分の理解を確認するための質問をすることができる。 ・目的に応じて、文章の内容を的確に押さえ、自分の考えを明確にしながらか読むことができる。
		課題	<ul style="list-style-type: none"> ・情報を相手に分かりやすく伝えるための記述の仕方の工夫を捉えること。 ・学年別漢字配当表に示されている漢字を文の中で正しく使うこと。
	算数	特長	<ul style="list-style-type: none"> ・目的に適した伴って変わる二つの数量を見いだすことができる。 ・棒グラフから、資料の特徴や傾向を読み取ることができる。
		課題	<ul style="list-style-type: none"> ・示された計算の仕方を解釈し、減法の場合を基に、除法に関して成り立つ性質を記述すること。 ・図形の性質や構成要素に着目し、ほかの図形を構成すること。
中学校	国語	特長	<ul style="list-style-type: none"> ・話合いの話題や方向を捉えることができ、書いた文章を読み返し、論の展開にふさわしい語句や文の使い方を検討することができる。 ・文章に表れているものの見方や考え方について、自分の考え方をもつことができる。
		課題	<ul style="list-style-type: none"> ・文章の構成や展開、表現の仕方について、根拠を明確にして自分の考えをもつこと。 ・文章の展開に則して情報を整理し、内容を捉えること。
中学校	数学	特長	<ul style="list-style-type: none"> ・結論が成り立つための前提を考え、新たな事柄を見だし、説明することができる。 ・簡単な連立方程式を解くことができる。
		課題	<ul style="list-style-type: none"> ・事象を数学的に解釈し、問題解決の方法を数学的に説明すること。 ・資料の傾向を的確に捉え、判断の理由を数学的な表現を用いて説明すること。
	英語	特長	<ul style="list-style-type: none"> ・まとまりのある英語を聞いて必要な情報を理解することができる。 ・語と語の連結による音変化をとらえて、情報を正確に聞き取ることができる。
		課題	<ul style="list-style-type: none"> ・与えられたテーマについて考えを整理し、文と文のつながりなどに注意してまとまりのある文章を書くこと。 ・書かれている内容に対して、自分の考えを示すことができるよう、話の内容や書き手の意見などをとらえること。 ・日常的な話題について簡単な語句や文で書かれたものの内容を正確に読み取ること。

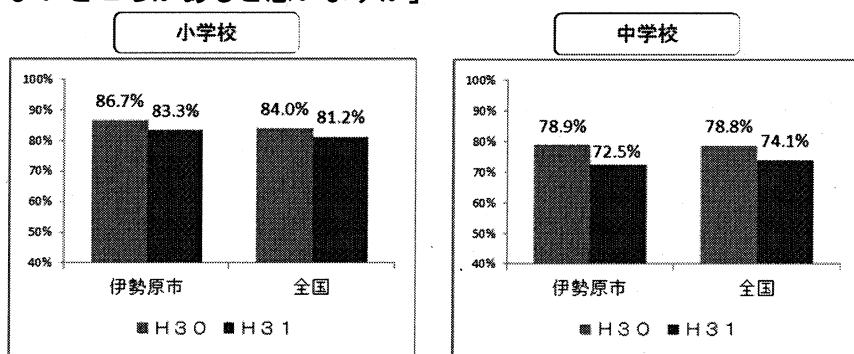
2 児童生徒質問紙調査の結果から

* 各グラフの数値は、質問に対して「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した児童生徒の割合を示す。

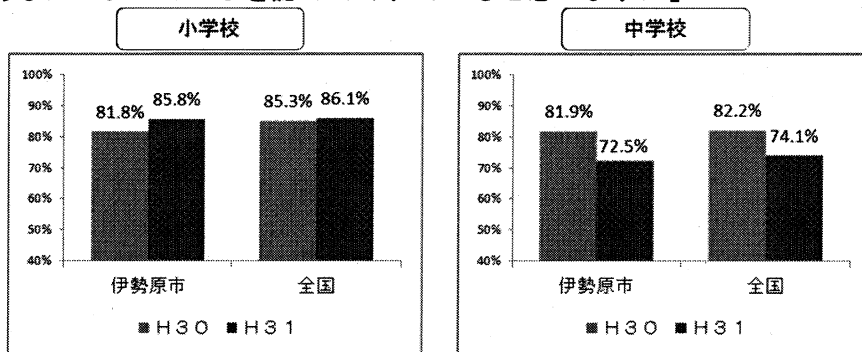
(1) 児童生徒の生活に対する意識に関して

- ・自分にはよいところがあると感じている児童生徒の割合は、全国と比較して大きな差はみられませんでしたが、引き続き、各校での教育活動や道徳教育などさまざまな活動の場面で、一人一人適切な評価に努め、よいところは積極的に褒める等、個に応じた指導に留意する必要があります。
- ・「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」と回答している割合は、全体的に高い割合を示しているが、引き続き、児童生徒の意識を高めていく必要があります。

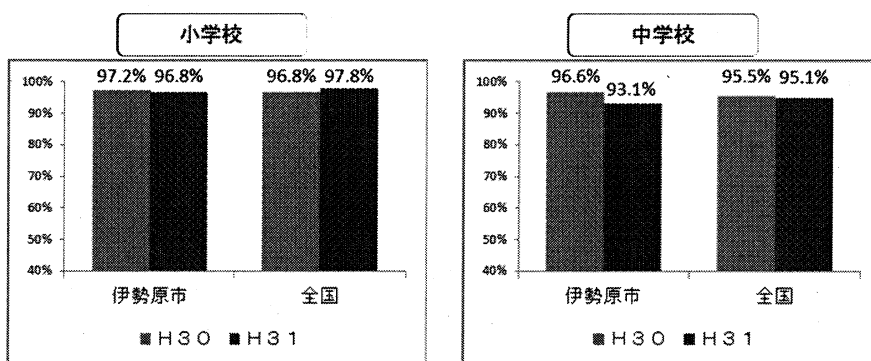
Q「自分には、よいところがありますか」



Q「先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思いますか」



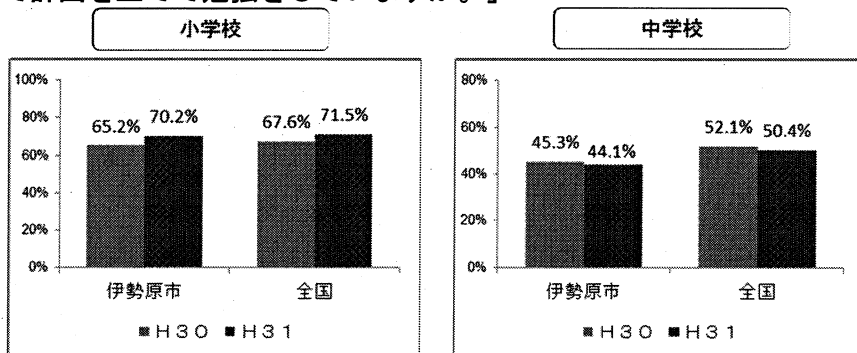
Q「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」



(2) 家庭学習に関して

- ・「家で、自分で計画を立てて勉強をしていますか。」と回答している割合は、小学校では全国と比較して大きな差はみられず、中学校では小学校と比べると全国的にもやや低い傾向がありました。引き続き、家庭学習における学習方法等について啓発を図っていく必要があります。また勉強の仕方や自分の学習課題が明確になることで、主体的に学習に取り組めるようになります。学校と家庭が連携をして、学校の学びを家庭へつなげることが大切です。

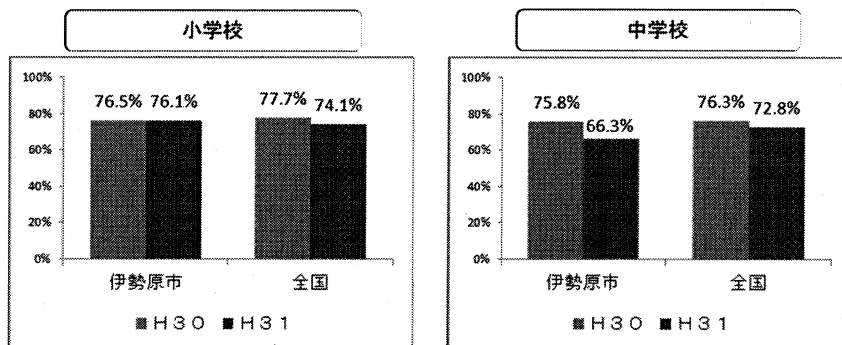
Q「家で、自分で計画を立てて勉強をしていますか。」



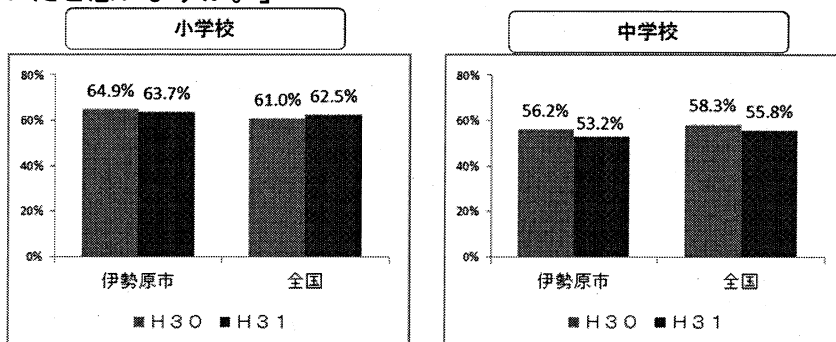
(3) 主体的・対話的で深い学びの視点から

- ・「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている」「自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表している」と感じている割合は、小学校では、全国と比較して大きな差はみられませんでした。
- ・思考力・判断力・表現力等の基盤となる言語能力の育成に当たって、発達段階に応じた問いを設定するなど指導を工夫していくことが重要であると考えます。

Q「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思いますか。」



Q「自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表していたと思いますか。」



3 児童生徒質問紙調査と教科に関する調査のクロス集計結果から

児童生徒質問紙調査の結果と教科に関する調査結果との関係を見ると、次のような児童生徒ほど、教科の正答率が高いという傾向が見られました。

- ・朝食を毎日食べている
- ・毎日、同じくらいの時刻に起きている。(小学校)
- ・家の人(兄弟姉妹を除く)と学校での出来事について話をする。
- ・学校の規則を守っている。(中学校)
- ・家で、自分で計画を立てて学習している。
- ・読書が好きである。
- ・新聞を読んでいる。(小学校)
- ・地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある。
- ・日本やあなたが住んでいる地域のことについて、外国の人にもっと知ってもらいたいと思う(小学校)
- ・外国の人と友達になったり、外国のことについてもっと知ったりしてみたいと思う。(中学校・英語)
- ・学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりできている。
- ・受けた授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた
- ・自分の考えを話したり、書いたりするとき、うまく伝わるように理由を示すなど、話や文章の組立てを工夫していた。
- ・自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表していた。
- ・総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいる。
- ・授業で学んだことを、ほかの学習に生かしている。

4 学校がよりよい授業実践に向けて重視していきたいこと

各学校では、次のような点を重視し、全学年・全教科を通じて授業の充実を図る必要があります。

- ・めあて、自分の考え、授業のポイントをノートに書かせ、授業のめあてが達成できたか、授業で何が分かったか、何ができるようになったか、振り返りを行う。
- ・発問や指示を厳選し、子どもの考える時間(書く時間)・相談する時間・深め合う時間を大切に作る。
- ・話し合う活動や自分の考えを発表する取組をさらに充実していくこと。
- ・実生活における事象との関連を図った授業を行う。
- ・言語活動については、各教科、「特別な教科 道徳」、総合的な学習の時間及び特別活動を通じて学校全体で取り組むこと。
- ・ICT(情報通信技術)を活用した授業を行うこと。
- ・各教科等で身に付けたことを、様々な課題の解決に生かすことができる機会を設けること。

【小学校国語】

- ・目的や意図、自分の考えを明確にして、話す、聞く、書く、読む。→言語活動を通して力をつける。
- ・文や文章の中で正しく漢字や言葉を使うことを通して、言葉の力をつける。

【小学校算数】

- ・計算の順序についてのきまりは、具体的な場面と関連付けながら確実に理解できるようにすること。
- ・図形の合成や分解など図形の構成についての見方を働かせ、図形の面積を、既習の求積公式を活用して求め、求め方について説明することができるようにすること。

【中学校国語】

- ・目的や場面に応じて話し合い、自分の考えをまとめる指導の工夫をすること。
- ・文章の構成や展開を理解し、内容を的確に捉える指導の工夫をすること。

【中学校数学】

- ・具体的な場面において、問題解決の方法について見通しを立てたり、求めた数学的な結果を事象に即して解釈したりして数学の問題として捉え、日常生活における問題に対して、数学を活用して解決できるようにすること。
- ・比例、反比例の特徴を見だし考察する際に、その比例、反比例の関係を表、式、グラフを用いて表現することができるようにすること。
- ・データの分布に着目して、その傾向を読み取って判断することができるようにすること。

【中学校英語】

- ・英文を書いた後の言語活動としては、相手に正しく伝わる文章になっているか、生徒自身が読み直して誤りに気づき、修正を加えながら正確さを確かめる活動や生徒同士で書いたものを読み合い内容について質問したりする活動が必要である。
- ・教科書のモデル文を参考にし、オリジナルの文を書き換えるような活動を行うことも必要である。

5 家庭にお願いしたいこと

進んで学ぶ子どもを育てるために、家庭においても特に次の点について、ご指導をお願いします。

- ・ 規則正しい生活習慣を心がけましょう。
例) 早寝・早起き・朝ごはん、家庭学習や読書等の習慣 等
- ・ 家族で、学校や社会での出来事、将来のことなどについて話題にしてみましょう。
- ・ 日常生活の中での「達成感」を大切にしましょう。
例) 家庭の中で子どもに役割を与える 子どものがんばりをほめる 等
- ・ ボランティア活動や地域の行事等に一緒に参加しましょう。
例) 市民総ぐるみ大清掃、公民館まつり、総合防災訓練、地区・学区体育祭などへの参加 等
- ・ テレビゲームや携帯電話・スマートフォン等の使い方について、話し合みましょう。
「伝え合おう 大切なこと 互いの声で」
「スマートフォンをスマートに ～大切なのは自制心～」



(平成 27 年度伊勢原市中学生からのスローガン)

伊勢原市教育委員会では、家庭学習の手引きとして、冊子『学びのすすめ』を作成し、学校を通じて家庭に配布しています。ぜひご活用ください。

参考) 冊子『学びのすすめ』は伊勢原市教育センターのウェブサイト内リンクリストからダウンロードできます。(<http://www.isehara.ed.jp/center/>)